（第2期：令和2年度～令和6年度）

六ヶ所村子ども・子育て支援事業計画

令和２年３月
青森県六ヶ所村

目　次

第１章　計画の概要
１．計画策定の趣旨と背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
２．計画の法的根拠と位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
３．計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
４．計画の策定方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

第２章　子ども・子育てを取り巻く環境
１．統計からみる六ヶ所村の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
２．ニーズ調査の結果について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
３．第１期計画の評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20

第３章　計画の基本的な考え方
１．計画の基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26
２．計画の視点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27
３．基本理念の展開図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　28
４．取り組み内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30

第４章　子ども・子育て支援事業
１．子ども・子育て支援新制度について　・・・・・・・・・・・・・・・・　32
２．教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業提供区域
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33
３．量の見込み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　34
４．ニーズ量の見込みと確保方策の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・　37

第５章　計画の推進体制
１．子ども・子育て会議による進捗評価　・・・・・・・・・・・・・・・・　48
２．庁内における進捗評価の体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　48
３．子ども・子育て情報・計画の周知活動　・・・・・・・・・・・・・・・　48
４．関係機関等との密接な連携・協働　・・・・・・・・・・・・・・・・・　49
５．進捗評価の体制・仕組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　49

【参考資料】
１．六ヶ所村子ども・子育て会議条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・　51
２．六ヶ所村子ども・子育て会議委員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・　53
３．六ヶ所村子ども・子育て会議スケジュール　・・・・・・・・・・・・・　53

第１章　計画の概要

１．　計画策定の趣旨と背景

子どもは、これからの本村の未来を担う貴重な存在です。社会の希望である子どもが安心して育つことができる環境、安心して生み育てることのできる環境の更なる整備が求められています。

わが国の少子化は急速に進行しており、平成 28 年の合計特殊出生率は 1.44 で人口を維持するのに必要な 2.07 を大きく下回っています。その背景には、子育てに関する不安や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが挙げられます。また、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、新たな子ども・子育てのための包括的・一元的なシステムの構築についての検討が始まりました。平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連３法」が制定されました。新制度では、「子どもの最善の利益」の実現のため、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進しています。

本村では、平成 27 年度に「六ヶ所村子ども・子育て支援事業計画」第１期を策定し、よりよい子育て環境の整備に取り組んできました。しかし、本村においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児の保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本村の子育て政策の指針である「妊娠期から つなぐ まなぶ かかわる 子育て」を実践するとともに、今後５年間の第２期計画の教育・保育と、それに付随する地域子ども・子育て支援の対策を図るための計画としています。

２．　計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本村の各種関連計画と整合を図り策定しています。

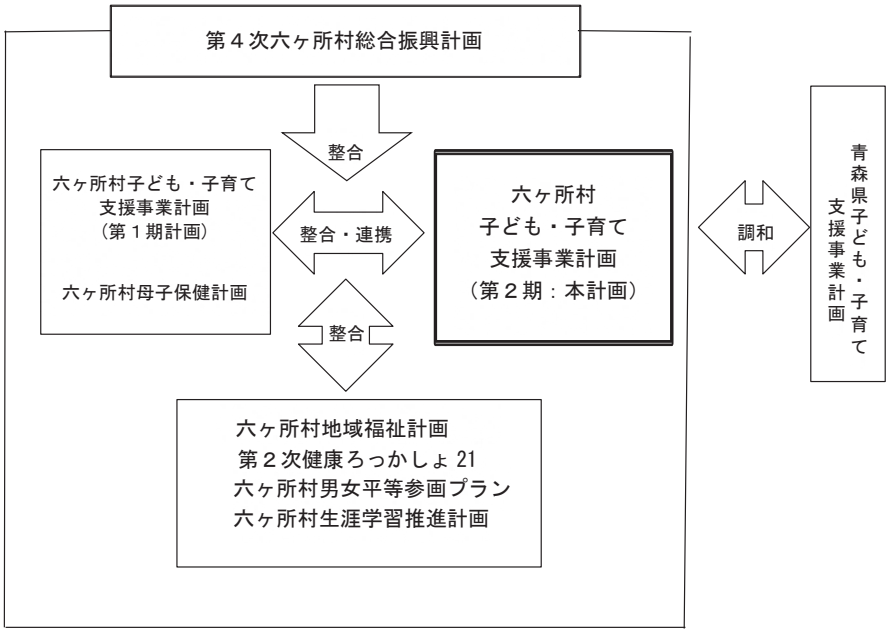

３．　計画の期間

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５か年とします。計画最終年度である令和６年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

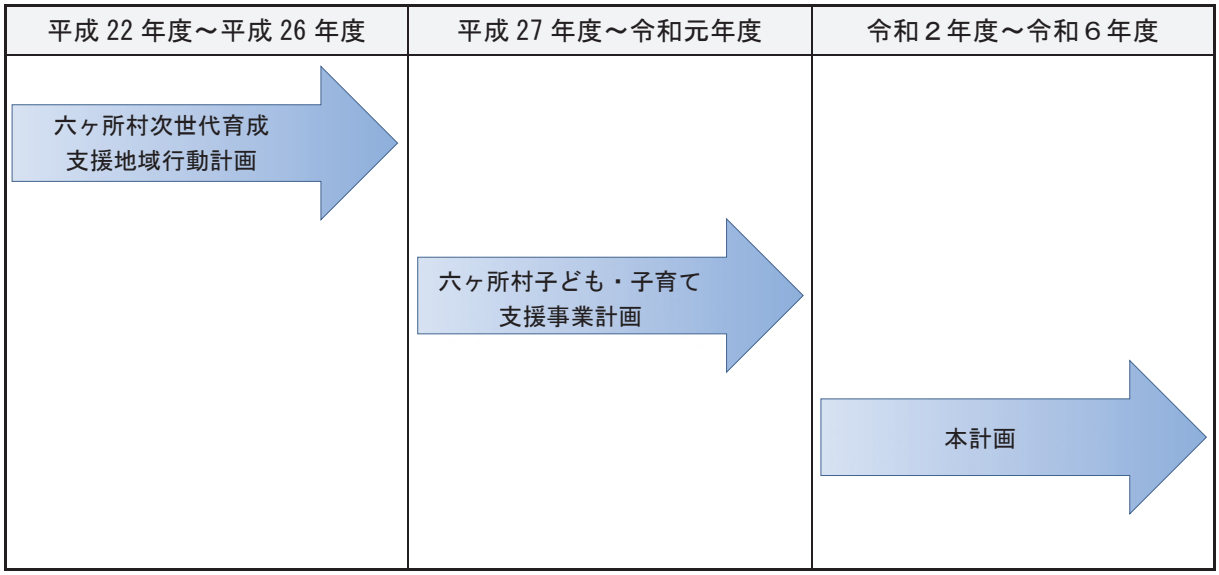

４．　計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、村民ニーズの把握の観点から、以下のとおりの方法を経て策定しました。

（１）　六ヶ所村子ども・子育て会議

学識経験者、福祉・教育関係者、子育て支援団体代表者、村民等により組織し、計画案について、意見交換等を行い審議しました。

（２）　子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

幼児教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況や利用意向、保護者の就労状況、子育てに関する要望や意見を幅広く把握することを目的に、未就学児童保護者、小学生保護者に対し、意識調査を行いました。

（３）　村内関係者ヒアリング及び庁内ヒアリング調査

六ヶ所村子ども・子育て会議委員を中心としたヒアリング調査や、子育て支援に関わる庁内各課に対し、六ヶ所村子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況や課題、今後の方向性の把握・検討を行うため、ヒアリング調査を行いました。

第２章　子ども・子育てを取り巻く環境

１．　統計からみる六ヶ所村の状況

（１）　人口推移の状況

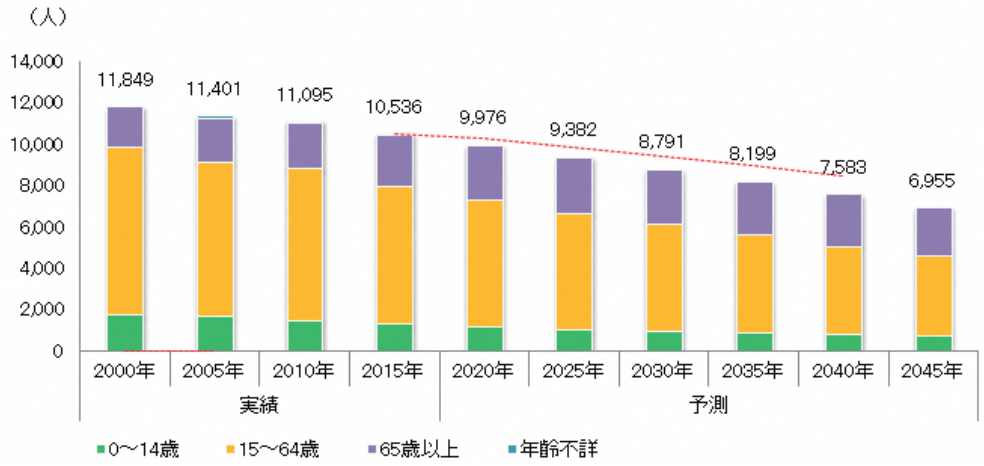

資料：総務省国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所データ

本村の 2015 年の総人口は、総務省統計局が 2016 年 10 月 26 日に公表した国勢調査結果によると 10,536 人で、５年前と比べ、5.0%減少しています。また、国立社会保障・人口問題研究所が 2010 年までの国勢調査に基づくトレンドから予測した 2015 年人口よりも 129 人(1.2%)少なく、予測よりわずかに下振れしており、2010 年のトレンドから見込まれる人口減少よりわずかにテンポが速くなっています。

人口問題のもっとも新しい「将来推計人口(2018 年３月推計)」によると、今後 2015 年から 2045 年までには更に 34.0%減少し、約 7,000 人となる見込みであり、このとき 2045 年の平均年齢は、2015 年の 45.7 歳から 4.9 歳上昇し、50.6 歳となります。

（２）　高齢化率の推移

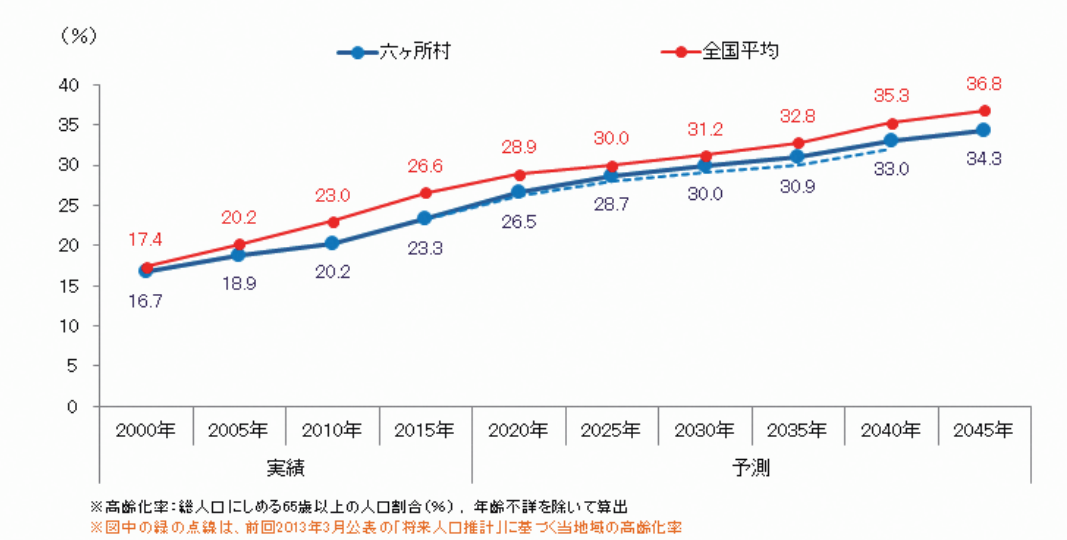

資料：総務省国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所データ

本村の 2015 年の総人口に占める 65 歳以上の割合（高齢化率）は 23.3%。全国平均（26.6%）よりも 3.3 ポイント低くなっています。全国市区町村（2017 年４月１日現在 1741、ただし東京 23 区を含む）の中で低い方から 172 番目です。今後、高齢化率は 2045 年までに 11.0 ポイント上昇し、34.3%に達し、おおよそ 10 人に３人が高齢者になると見込まれます。

（３）　出生数推移（住民基本台帳ベース）

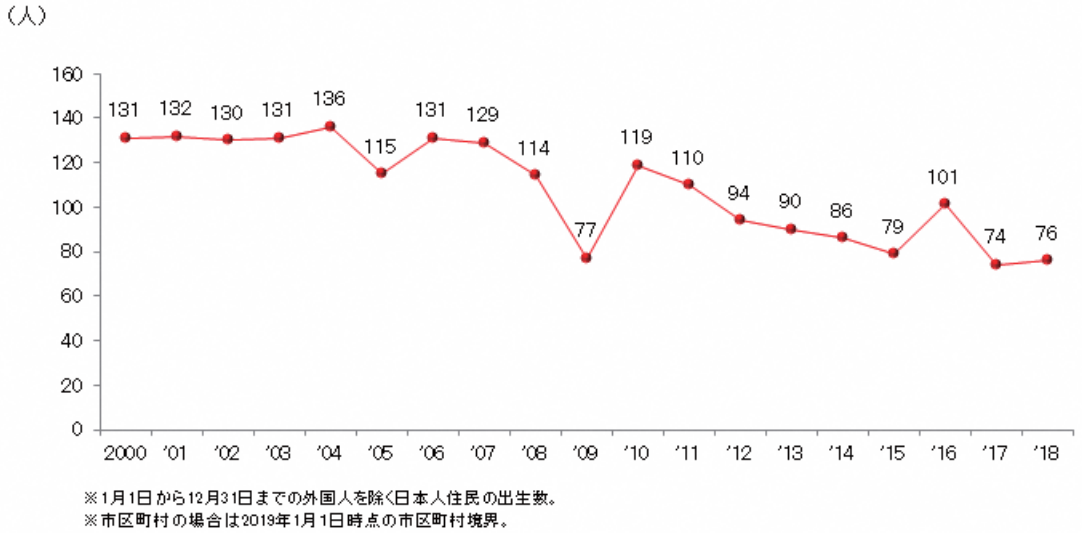

資料：総務省国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所データ

このグラフは、本村における住民基本台帳に基づく年間の出生数(外国人を除く)の推移を表しています。2018 年の出生数は 76 人、前年から２人の増加でプラス 2.7%、前年よ

り増加となったのは２年ぶりです。また、10 年前の 2008 年からは 38 人が減少しマイナス 3.3%となっています。

（４）　人口千人当たりの出生数（住民基本台帳ベース）

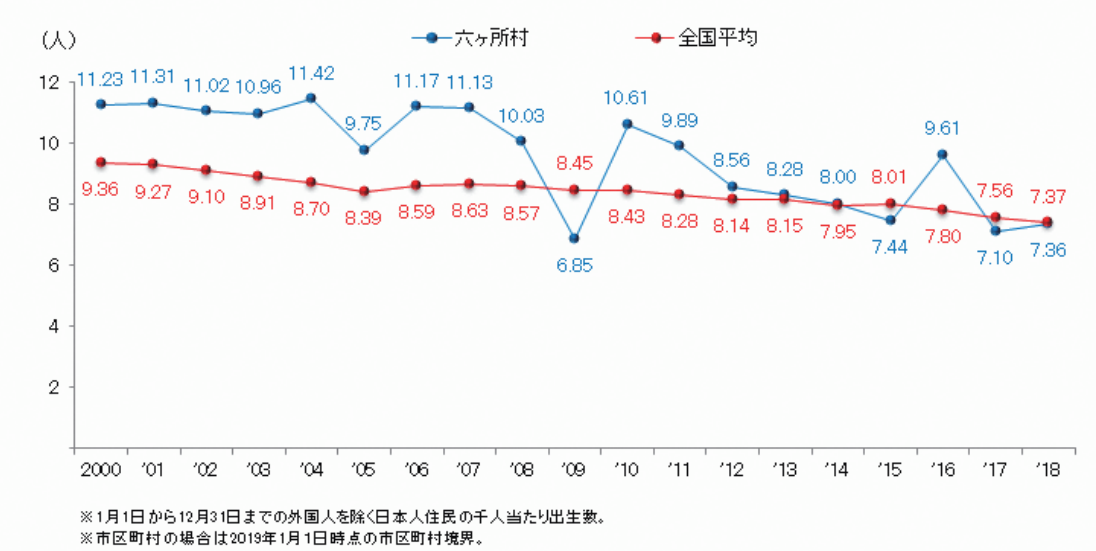

資料：総務省国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所データ

このグラフは、本村の住民基本台帳に基づく年間の人口千人当たりの出生数(外国人を除く)の推移を表しています。2018 年の人口千人当たり出生数は 7.36 人と、前年から 0.26 人の増加でプラス 3.7%となっています。前年より増加となったのは 2 年ぶりです。また 10 年前の 2008 年からは 2.67 人の減少でマイナス 26.6%となっています。

（５）　世帯数の推移（住民基本台帳ベース）

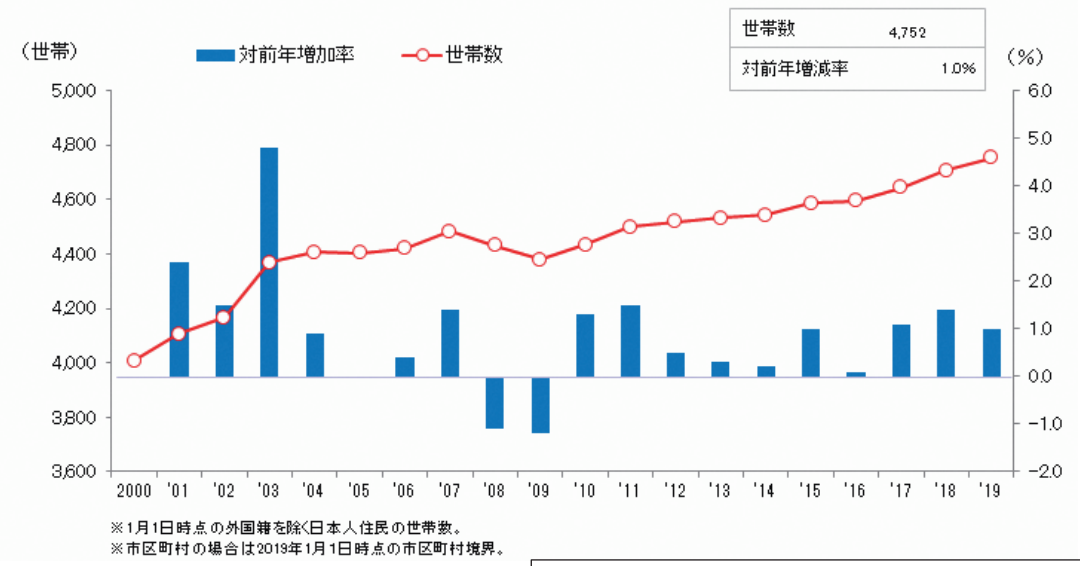

資料：総務省国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所データ

このグラフは、本村の住民基本台帳に基づく 2000 年から 2019 年までの 1 月 1 日時点における世帯数(外国籍を除く)の推移を表しています。2019 年 1 月 1 日時点の世帯数は 4,752 世帯です。前年からプラス 1.0%、45 世帯の増加と、10 年連続増加しています。また 10 年前の 2009 年からはプラス 8.5% 、374 世帯が増加しています。2019 年の 1 世帯当たり平均人員は 2.2 人であり、10 年前の 2.6 人と比較し、この 10 年間で 1 世帯当たり人員は 0.4 人減少しています。

（6）　就業者数とその産業構成

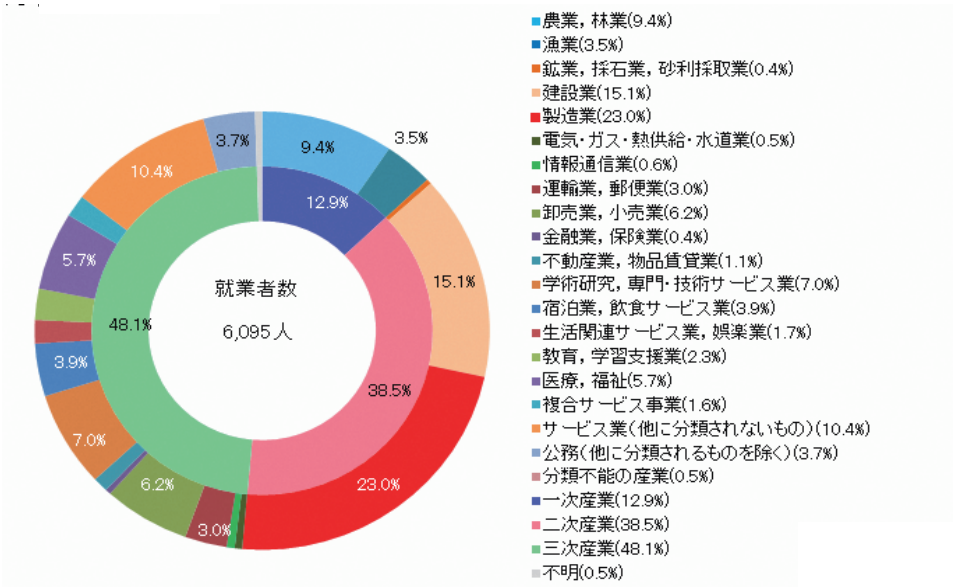

資料：総務省国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所データ

このグラフは、本村の 2015 年における就業者数とその人たちがどのような産業分野で働いているかを国勢調査に基づいて示しています。このグラフから本村の産業構造の特徴を読み取ると、当年の全就業者数は 6,095 人で、その内訳は農林水産業からなる第一次産業が 12.9%(全国:4.2%)、建設業と鉱工業からなる第二次産業が 38.5%(全国:25.2%)、残り 48.1%(全国:70.6%)が第三次産業となっています。全国の産業構成と比べると、第二次産業の割合が高いことが特徴です。

（7）　2025 年の人口ピラミッド（予測）

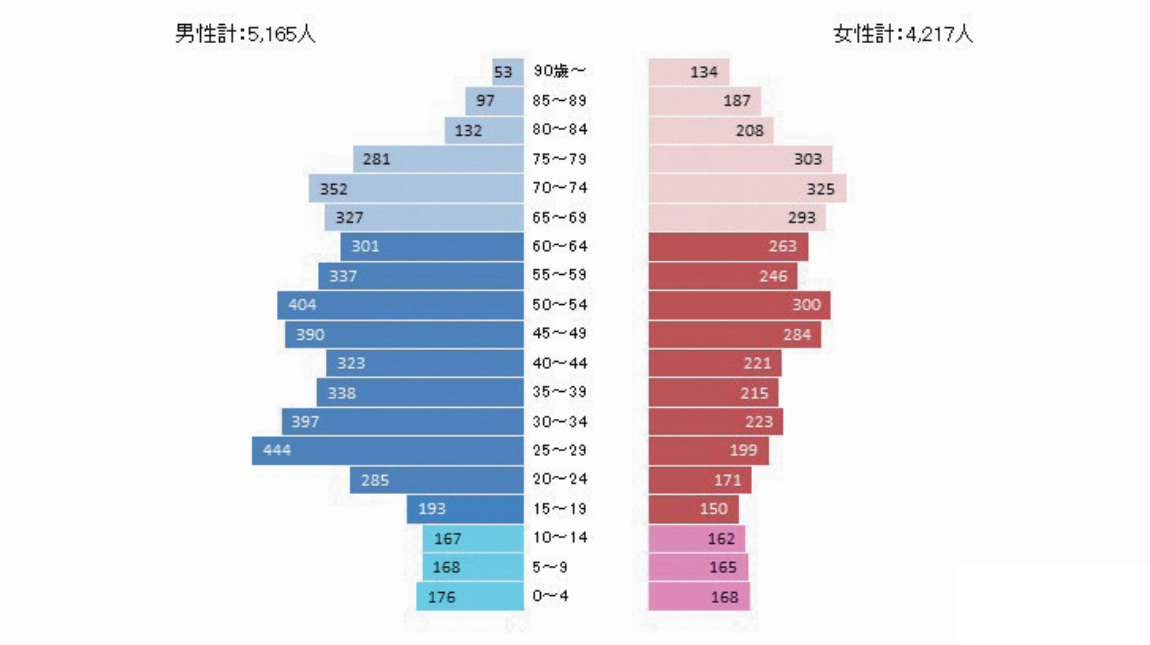

資料：総務省国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所データ

このグラフは、「六ヶ所村の地域別将来人口推計」（国立社会保障・問題研究所、2018 年３月公表）で予測している 2025 年の本村の人口構成の予測です。人口の 3.5 人に１人が 65 歳以上、6.7 人に１人が 75 歳以上で、高齢者と生産年齢人口の比率は、１対 2.1 となっています。つまり、２人ないし３人の青年・壮年・中年が１人の 65 歳以上の高齢者を支えていく社会です。

出産や子育ての中心となる若い女性に着目すると、20 歳～39 歳の人口は約 808 人で、総人口に占める割合は 8.6%です。

２．　ニーズ調査の結果について

（1）　調査の目的

平成 24 年８月に、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする「子ども・子育て支援法」が成立し、新しい「子ども・子育て支援制度」が施行されました。

新しい制度では、これまで以上に安心して子どもを生み育てられる環境を整備していくために「質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供」や「地域における子育て支援の充実」「保育の量的拡大」を図る必要があることから、幼児期の学校教育や保育、子育て支援などに関するニーズを把握し、適切なサービスの確保を行うことを目的とした事業計画の策定が自治体に義務化されました。

そのため、本村においても他自治体と同様に、子ども・子育て支援法の基本理念や子ども・子育ての意義を踏まえて、５年間の事業計画を作成しました。しかし計画期間の終期

が平成 31 年度（2019 年度）であることから、令和２年度（2020 年度）を始期とする第２期の支援事業計画を改めて作成する必要があります。

本調査は、この第２期の計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、住民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する「現在の状況」や「今後の利用希望」を把握するためにアンケート形式によるニーズ調査を実施しました。

（２）　子ども・子育て支援ニーズ調査の実施フレーム

ア　調査対象・方法

【調査対象】

以下に示す世帯を対象とした

a　未就学児童が属する全世帯〈496 世帯〉

b　小学校１年生から６年生の就学児童が属する全世帯〈508 世帯〉

【調査方法】

郵送配布・回収を基本とし、その他に村内保育所およびこども園並びに小学校に提出してもらい、子ども支援課が受領する方法も併用した。

【調査期間】

平成 30 年 12 月～平成 31 年１月

イ　回収結果

回収結果は、下表に示す通りであり、未就学児童が属する全世帯では、57.7%。小学校１年生から６年生の就学児童が属する全世帯では 54.1%となりました。

ニーズ調査回収結果

	平成 25 年度調査			平成 30 年度調査		
	発送件数	回収件数	回収率（%）	発送件数	回収件数	回収率（%）
就学児童	269	140	52.0	508	275	54.1
未就学児童	617	346	56.1	496	286	57.7

ウ　主な質問項目の一覧

一部抜粋した質問項目を未就学児童と就学児童別に次のとおりまとめました。

	質問項目	未就学児童が属する世帯の回答
①　結婚・妊娠・出産をめぐる環境	育児を安心して行うために大切な支援内容のニーズ	「周りからの支援が見込めない家庭を訪問し、保護者に代わって家事や育児のお手伝いをしてくれる事業（ファミリーサポート事業、産前・産後サポート事業）」へのニーズが最も高い。 次いで「経済的困窮者への対応、支援」が高い。
	本村の事業に対する満足度	乳幼児の「健診」事業は、いずれも５割を超える満足度が得られている。
	子育てに対する母親の意識	・　「子育てに自信が持てる」、「子育てが楽しい」という項目では肯定的な意識が５割を超えていた。 ・　「子どもが順調に育っているか心配である」、「子育てに時間を追われてゆとりがない」という項目でも肯定的な意識が多く５割を超えていた。

就学児童が属する世帯の回答	考察
「不安を抱える母子へのデイサービス事業」へのニーズが最も高い。次いで、「経済的困窮者への対応・支援」「妊産婦の孤立感の解消」と続いている。	ファミリーサポート事業、産前・産後サポート事業、不安を抱える母子へのデイサービス事業など未実施の事業への期待度が高かった。
	今後も継続して事業を実施する。
	子育てが楽しい半面、自信が無く不安に駆れ、さらに時間にゆとりが無いなど子育てに苦悩している母親が多いことが窺える。

	質問項目	未就学児童が属する世帯の回答
② 子どもの育ちをめぐる環境	子育ての担い手	中心的な役割を担っているのは「家族」だが、子育て機能としての「認定こども園」への期待も高い。
	子育て（教育を含む）に関し、気軽に相談できる相手（人もしくは施設）	主な相手は、「祖父母等の親族」、「知人・友人」であった。
	子育て（教育を含む）をする上で期待するサポート	・ 冬期間に子どもたちが安全かつ安心して遊べる施設の整備 ・ 小児科整備の期待 ・ 習い事の場、家事代行サービス
③ 保護者の就労状況	保護者（母親）の就労状況	・ 「フルタイム（１週５日程度、１日８時間程度の就労）」就労と「パート、アルバイト」就労を合わせると、全体の約５割の母親が就労している。 ・ 前回（平成 25 年度）の調査に比較し、何らかの形で就労している母親の割合は高まっている。
④ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況	平日の定期的な教育・保育事業の利用状況	約８割の世帯が、「定期的な教育・保育の事業」（認定こども園、保育所など）を利用している。
	定期的に利用したいと考える教育・保育事業	認定こども園を利用したいという割合は急上昇し、保育所への希望は急減している。
⑤ 地域の子育て支援事業の利用事業	地域の子育て支援拠点事業の利用実態と今後の利用意向	親子が集まって過ごしたり、相談したり、情報提供を受けたりする場「地域子育て支援拠点事業」を利用している世帯は１割に満たず、９割弱は利用していない。

就学児童が属する世帯の回答	考察
中心的な役割を担っているのは「家族」である。	子育ての担い手も相談相手も家族や知人ではあるが、様々な機会を通じた子育ての情報提供が必要である。
主な相手は「祖父母等の親族」「友人や知人」であった。	
・ 大人の目が届き子どもたちが安心して居られる場所 ・ 子どもたちの送迎サポート・サービス	未就学児、就学児どちらにおいても、子どもたちの「安全・安心」をキーワードに活動できる施設を望んでいる。
・ フルタイム（１週５日程度、１日８時間程度）で就労している「母親」は、５割強を占める。 ・ 「パート・アルバイト」をさらに加えると、何らの形で就労している母親は８割を上回る。	子どもの年齢が上がるにつれて母親が就労している割合が増えている。子育て環境が変化している。
	認定こども園の利用が増えている。
	前回（平成 25 年度）調査時よりも就労している母親が増えたことにより、地域子育て支援拠点事業を利用する家族が減った可能性がある。

	質問項目	未就学児童が属する世帯の回答
⑥ 土曜日・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望	日曜・祝日の「定期的な」教育・保育事業の利用希望	ほぼ７割の世帯が、日曜・祝日の利用を希望していない。
⑦ 子どもの病気の際の対応	子どもの病気やケガの際の対応	約７割の世帯で、子どもの病気やケガを理由に通常の事業を利用できない経験をもつ。そのうち、約８割の世帯で「母親」が就労を休んで対応している。
⑧ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用	不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用	・ 不定期に利用できる主な教育・保育事業（一時預かり、預かり保育、ファミリーサポート事業、夜間養護等事業・トワイライトステイ、ベビーシッターなど）のうち本村で実施している事業は前２事業のみであるが、利用していない世帯は約９割である。 ・ 「利用する必要がない」とする世帯は７割程度を示すが、「利用したい事業が地域にない」、「事業の利用方法がわからない」といった理由を挙げる世帯もそれぞれ２割弱となっている。

就学児童が属する世帯の回答	考察
	約３割が利用を希望している。
・　約５割の世帯が、母親が就労を休んで対応している。 ・　「親族・知人にみてもらった」と「父親が休んだ」がほぼ同じ割合（２割弱）を示した。 ・　「父親」及び「母親」が休んだとする世帯のうち、「できれば病児・病後児のための保育施設を利用したい」意向をもつ世帯は３割に満たず、「利用したいと思わない」世帯が７割を超えている。 ・　「他人に看てもらうのが不安」、「親が仕事を休んで対応する」が「利用したいと思わない」２大理由となっている。	約５割の世帯で母親が就労を休んで対応しているが、「できれば病児・病後児のための保育施設を利用したい」意向をもつ世帯は少ない。
・　私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用できる主な教育・保育事業（ファミリーサポート事業、夜間養護等事業・トワイライトスティ、ベビーシッターなど）のうち本村で実施している事業はないが、９割強が不定期事業を利用していないのが実態である。 ・　その理由は、「利用する必要がない」が７割、「利用したい事業が地域にない」が２割、続いて「事業の利用方法がわからない」「事業対象になるのかわからない」を合わせると２割弱となる。	不定期に利用できる主な教育・保育事業は、７割程度の世帯が「利用する必要がない」という意見であったが、「① 結婚・妊娠・出産をめぐる環境」における「育児を安心して行うために大切な支援内容のニーズ」では、ファミリーサポート事業、産前・産後サポート事業、不安を抱える母子へのデイサービス事業など未実施の事業に対してのニーズが一番高い結果となった。

	質問項目	未就学児童が属する世帯の回答
⑨ 小学校就学後の放課後の過ごし方	小学校就学後の放課後の過ごし方に対する希望	・ 小学校低学年では、「放課後児童クラブ」に対する意向が最も高い。そのほか、「自宅」「習い事」を加えた３つが主な意向となっている。前回（平成 25 年度）調査と比較し、「放課後児童クラブ」は上昇している。一方で、「自宅」は減少傾向にあった。 ・ 小学校高学年では、「習い事」に対する意向が最も高い。低学年同様、「自宅」は減少しており、安全・安心な施設・機能のニーズは高い。
	放課後の過ごし方の現状	
	放課後児童クラブの土曜日、日曜・祝日の利用希望	長期休暇中での利用意向は高いが、土曜、日曜・祝日は低い。

就学児童が属する世帯の回答	考察
	就労している母親が前回（平成 25 年度）調査より増加しているため、放課後児童クラブの意向が高くなっている傾向にある。
・　「習い事」が約６割と最も高く、次いで「自宅で家族といる」「放課後児童クラブ」等と続く。 ・　「自宅に１人でいる」が前回（平成 25 年度）調査より約 10 ポイント上昇している。 ・　放課後児童クラブを利用しない理由としては「現在就労していないから」が最も高く、「就労しているが子どもが行きたがらないから」「習い事をしているから」が続く。 ・　放課後の時間を過ごさせたい場所の希望は、「習い事」が最も高く、次に「自宅」「放課後児童クラブ」となっている。	現状も希望も「習い事」が一番高くなっているが、母親の就労が増えていることから放課後児童クラブの利用者は今後も見込まれる。
長期休暇中での利用意向は高いが、土曜、日曜・祝日は低い。	現在は平日と長期休暇の他に第３土曜日のみ開設しているが、土曜日の利用意向が低い。

	質問項目	未就学児童が属する世帯の回答
	放課後を過ごす場所として重視されていること	
⑩ 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度	育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度	・ 就労中の母親のうち育児休業を「取得した（取得中である）」とする割合は４割強である。 ・ 取得しなかった場合のおもな理由は「子育てや家事に専念するため退職した」「取りにくい雰囲気があった」「制度がなかった」「親族にみてもらった」などと続いた。

就学児童が属する世帯の回答	考察
「子どもが安全・安心に過ごせること」が最も高く、「勉強ができる環境があること」と続いている。	放課後児童クラブに限らず、子どもが過ごす施設の安全性を重要視している。
	職場の両立支援制度を利用した割合が低いため、「① 結婚・妊娠・出産をめぐる環境」における「育児を安心して行うために大切な支援内容のニーズ」では、ファミリーサポート事業、産前・産後サポート事業、不安を抱える母子へのデイサービス事業などへのニーズが一番高いと思われる。

３．　第１期計画の評価

事業 （例示）	事業内容	進捗状況	
		（注１−1）	（注１−2）
① **利用者支援**	現行の諸事業は継続実施する。	実施	
	「子ども支援課」を設置する。	実施	平成 27 年に設置しました。
	地域の様々な関係諸機関や子育て支援団体等との連携をする。	未実施	現在子育て支援団体等との関わりはありません。
② **時間外保育（延長保育）**	保育時間の 45 分間の延長をする。	実施	保育時間は７時 15 分から 18 時 30 分まで実施しています。
③ **放課後児童健全育成**	優先度の高い低学年の受け入れ体制の確保をする。	実施	村内４箇所で、小学校１年生から６年生まで受け入れています。
	高学年受け入れに当たっての指導員の高学年に対する育成法等の研修をする。		放課後児童支援員認定資格研修に参加し、資格を有し、また、資質向上を図るための研修にも年２回参加しています。
			学校と連携し空き教室を利用、先生との意見交換を年１回実施しています。
	放課後の居場所を確保するため他の事業との連携を強化をする。		新基準をみたすよう改善しています。
	新基準をみたした放課後児童クラブで需要を満たしていくよう努める		平成 27 年度　実施要綱の一部改正（開設場所変更） 平成 29 年度　放課後児童健全育成施設条例の一部を改正（低学年を削る） 平成 29 年度　実施要綱の一部改正（開設場所変更） 平成 30 年度　放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正（支援員の資格要件の拡大等）
	必要な条例等の整備に向けた検討をする。		

効果 （注２）	評価 （注３）
	B
子育て支援に関する事務等が一元化し、関係機関等と連携を密にできたことにより、保護者に情報を提供する等、支援が多くなりました。	
保護者の就労形態による要望に応えることができました。	A
・　学校終了後の児童の安全確保及び健全育成に寄与しました。 ・　平成 30 年度の利用児童数は、村内４施設 200 人です。 ・　平成 29 年度にアンケートを実施（回答率：児童 41%・保護者 44%）したところ、児童の 57.7%が「好き・とても好き」、33.8%が「普通」、8.5%が「好きでない・あまり好きでない」という回答がありました。 また、保護者の 54.9%が「満足・やや満足」、29.6%が「普通」、14.4%が「不満・やや不満」と回答がありました。	B

事業（例示）	事業内容	進捗状況	
		（注 1−1）	（注 1−2）
④ 子育て短期 支援拠点	今後のニーズ発生の観点から本村を含み広域的に確保する方向で検討をする。	未実施	生活圏の範囲において該当する施設がないため検討していません。
⑤ 地域子育て 支援拠点	地域子育て支援拠点事業に係る現行の諸事業は継続実施する。	実施	継続実施します。
	「尾駮」に開園する「認定こども園」を核に（1）親子の集いの広場、（2）相談業務の回数を月２回から週３回に増やし、機会の確保と利便性、拠点性を高めます。	実施	認定こども園に移行した施設に子育て支援センターを設置しました。おぶちこども園は週３日、千歳平こども園は週６日、南こども園では週５日、開催しています。
	利用者支援との連携を密にし、効果的な推進をする。	実施	相談内容に応じて支援しています。
⑥ 一時預かり	特に０歳児の対応を如何に図れるか検討をする。	未実施	１歳未満をのぞく幼児の一時保育を実施しています。
⑦ ファミリー サポート 事業	ニーズ量があるのでどのように対応していくかの検討を進めます。	未実施	ニーズ調査の結果ではニーズ量があるものの、平成 28 年度以降のアンケート調査では数名となっており、緊急性がないため検討していません。
	一時預かり事業の提供量に余裕があるので、それらとの連携による対応を図ります。		
⑧ 病児・病後児 保育	開設実施に向けた体制の整備をする。	実施	医療センターと連携し、平成 29 年度に病後児保育を開設しました。場所は、旧レイクタウン幼稚園の一室です。
	事業所等への啓発活動などの取り組みも検討する。		・　広報誌、ホームページに掲載し広報しています。 ・　看護師及び保育士各１人を配置し、利用定員は１日３人です。 ・　利用時間は、８時 15 分～17 時までです。
	現在、どのような仕組みで具現化できるか検討する。		

効果 （注２）	評価 （注３）
―	E
イベント開催等により地域の子ども及び保護者の交流を図り、また、個別の相談に対し助言・必要な援助を提供し、子育てに関する不安の解消が図られました。 ・平成 30 年度　利用人数 おぶちこども園　351 人 千歳平こども園　284 人	B
―	E
―	E
乳幼児を適切な処遇が確保される施設において預かることにより、保護者の子育てと就労の両立に寄与しました。 ・平成 30 年度利用人数　121 人	C

事業（例示）	事業内容	進捗状況	
		（注 1−2）	（注 1−2）
⑨ 妊婦健診	これまで実施してきた妊産婦への相談・支援事業は継続実施する。 妊婦健診の重要性と妊娠届けの早期提出の必要性を啓発する。 妊婦喫煙率０％（平成 25 年度 9%)、マタニティ教室参加率 30%（平成 25 年度 10.6%）を目標に活動を進める	実施	母子手帳の交付、妊婦連絡票の受理等を実施している。その他に妊婦委託健康診査、妊婦委託歯科健康診査、妊婦健康診査交通費助成事業、ハイリスク妊産婦交通費等助成事業、マタニティ教室、妊婦保健指導（ママ元気メール、禁煙メール)、家族を対象とした禁煙外来治療費助成事業の紹介を実施している。
⑩ 乳児家庭全戸訪問	これまで実施してきた乳児への相談・支援事業は継続実施する。 新生児・乳児訪問事業の実施率 100%（平成 25 年度 83%）を目標とする。 未熟児訪問事業の実施率 100%を目標とする。	実施	乳児全戸訪問、未熟児訪問をしている。 ※県外への里帰りを長期滞在する乳児家庭に対しては、滞在先への訪問依頼をする。依頼先で対応できない場合は電話で状況確認している。その他に、乳児一般委託健康診査、乳幼児相談、４カ月児・７カ月児健康相談を実施している。
⑪ 養育支援訪問	養育支援を必要としている家庭の育児等養育能力を向上させるための継続的な取り組みを実施する。 ５歳児発達相談の利用率 85%への向上を目指す のびのびわくわくきっずくらぶの参加者を増やす	実施	5 歳児発達相談を実施している。 のびのびわくわくきっずくらぶ １歳６カ月児、３歳児精神発達精密健康診査を実施し、関係機関との連絡調整をしている。

（注 1−1）実施、未実施、
（注 1−2）計画期間中に実施した施策（〇の助成、手当て、支援事業等他、ハードな施設を建設・整備した等）を記入
（注２）効果：必然的効果及び副次的効果を示す
（注３）Ａ:目標達成　　Ｂ:目標に向かって改善　　Ｃ:現状維持　　Ｄ:後退　　Ｅ:未実施　　Ｆ:評価できず

効果 （注２）	評価 （注３）
・　妊産婦への適切な支援により、不安軽減と経済的負担の軽減を図ることができました。 ・　妊婦禁煙率：8.5% ・　マタニティ教室：33.8%	B
・　育児不安の軽減を図り母子関係を良好に保つことにより、乳児の健全な成長、発達を促すことができました。 ・　新生児・乳児訪問事業：95.1% ・　未熟児訪問事業：100%	B
・　身体発育、精神発達異常の早期発見、早期対応を図ることができました。 ・　５歳児発達相談：95.8% ・　のびのびわくわくきっずくらぶ：利用者３名	A

第３章　計画の基本的な考え方

１．　計画の基本理念

（１）　　基本理念

『子どもが生き生きと遊び
　未来を支える人と文化を育て
　　子育てに喜びや夢を持つことができるむら』
　　を目指します

本村では、子育ての政策の指針として本計画の基本理念とします。

（２）　　基本理念の背景

少子高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化などの影響により、子育て家庭の孤立や子育てに悩みや不安を抱える親の顕在化が全国的な傾向として注目されています。このような動向の中で、保護者（親）が子育てについての第一義的責任を果たすことを基本としながら、併せて、地域・社会のみんなで子育て家庭を応援し支えていくこと（共）や、行政が明確な目標（公）をもって、柔軟な発想で子育て支援に対応することが求められています。

本村でも、これまで「六ヶ所村次世代育成支援地域行動計画」に始まり、種々の支援対策を進めてきましたが、「子育て世代の安心づくり」を実現するために、現在の本村の子育てを取り巻く環境において何が問題かを明らかにし、そして、人口減少社会と本村との関係性の中で、子育て環境をプラスに加速できることがないか等、地域・社会が大きく潮流を変えつつある今日において、特に今やらなければならない子育てに関わる重点課題を体系的にまとめました。

そして、子育ては子どもが生まれてから始めるのではなく、妊娠期から始まることに重点を置き、そのときから子どもと子育て家庭が地域社会とつながり、更には出産・子育て等に不安の無い暮らしを実現できるような環境を担保することで、子どもが健康で生き生

きと遊べるように、そして恵まれた自然、先進的、国際的な研究機関がもたらした環境など本村ならではの個性（特色）を積極的に活かし、本村の将来を担う子どもたちが育つ質の高い魅力ある教育環境を創出するとともに、先人から伝えられた文化と新たな文化の融合による地域個性を形成することにより、未来を支える人と文化を育てていきます。

そして、より多くの村民が子ども・子育てに積極的に関わっていく意識をもち、子育てに喜びや夢を持つことができる子育てのしやすい村を目指します。もって、子どもの自己肯定感を高め、他者への思いやりの心を育めるように、地域での支え合いのもと、本村の子ども・子育て支援の充実を図るとともに、「親・共・公」の子ども・子育て活動のみならず、親になるための準備教育から始まる「親発達」のシステムを組み入れ、子ども・親ともに発達・成長できる計画とします。

２．　計画の視点

基本理念に基づき、従来の公的な支援のみならず、子ども・子育て家庭を中心として、地域・社会全体で子育てを進めていくために、「親・共・公」すなわち「親：家族＝まなぶ」「共：空間・地域・コミュニティ＝かかわる」「公：行政・学校＝つなぐ」を基本理念として施策を展開します。

こうした子ども・子育てを通して、①子ども（自分自身）を認めること、②相手の気持ちを思いやること、③地域で支え合うことの３つを大切にでき、いつまでも健康でいられる成人に育てていきます。

また、そのような過程を踏まえて、子ども・子育て支援に取り組んでいきます。

３．　基本理念の展開図

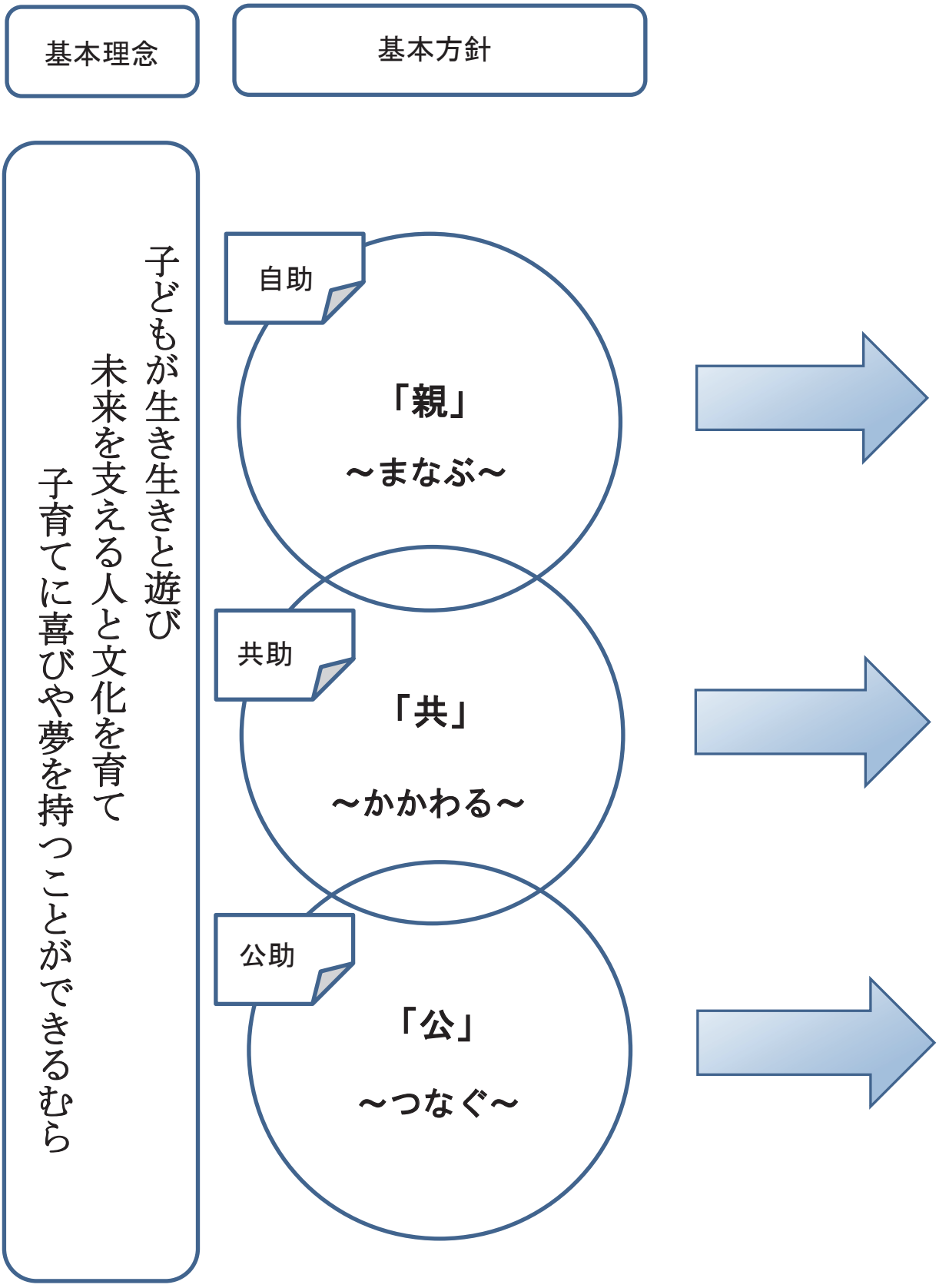
基本理念
基本方針
子どもが生き生きと遊び
未来を支える人と文化を育て
子育てに喜びや夢を持つことができるむら
自助
「親」
～まなぶ～
共助
「共」
～かかわる～
公助
「公」
～つなぐ～

基本目標

1

核家族化や地域のつながりの希薄化などの影響により、子育て家庭の孤立や子育てに悩みや不安を抱える親が増えている昨今において、自らがまなびそれを子に伝え共に楽しみを持って成長することを目指します。子育ての大切さやノウハウを身につけることにより、楽しく生きがいを感じるむらを目指し未来ある子どもを育てていきます。

2

親だけが子育てをするのではなく、地域みんなで子どもを育て、子どもと子育て家庭が地域社会とつながり、先人から伝えられた文化と新たな文化の融合による地域個性を形成することにより、本村ならではの特色を活かした子育てを目指します。

3

妊娠期から親に寄り添い、子育てに喜びや夢を持つことができるよう支援していきます。親子が安心し伸びやかに生活することで地域社会とつながり、また問題を抱えた際にも様々な機関とつながりを持ち、解決に向けて支援をしていきます。

４．　取り組み内容

基本理念『子どもが生き生きと遊び　未来を支える人と文化を育て
子育てに喜びや夢を持つことができるむら』

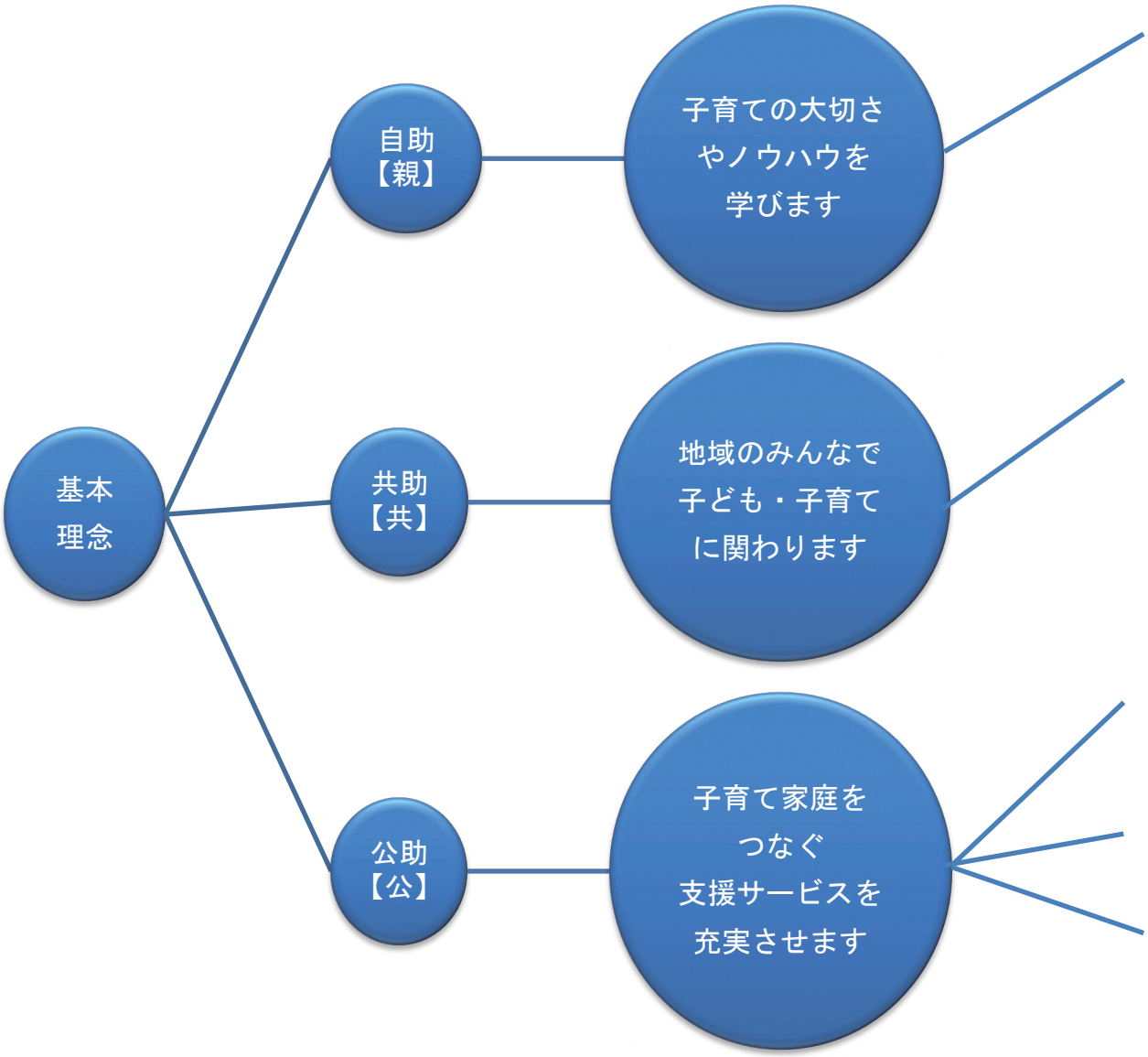

親子の絆づくりや生活習慣の改善

・妊婦健康診査を通じて妊婦の健康保持及び増進を図るとともに子育てのノウハウを学びます。
・利用者支援事業を通じて子育てに関する情報収集をします。
・地域子育て支援拠点事業を通じて親子の絆作りやコミュニケーション方法を学びます。

子ども・子育ての輪の構築

・子育て支援団体の育成を目指します。

子ども・子育て機能の充実

・利用者支援事業を実施しています。
・子ども家庭総合支援拠点の設置を目指します。
・子育て世代包括支援センターの設置を目指します。

妊娠期からの子育て支援

・利用者支援事業
・妊婦健康診査
・乳児家庭全戸訪問事業
・養育支援訪問事業
・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり事業
・病児・病後児保育事業
・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
・親子ふれあい事業（ベビーマッサージ教室、アフタービクス教室、親子ビクス教室、リトミック教室）

これらの事業を展開し、支援していきます。

問題の早期発見早期対応

・利用者支援事業
・妊婦健康診査
・乳児家庭全戸訪問事業
・養育支援訪問事業
・地域子育て支援拠点事業
・児童虐待に関する相談
・乳幼児健診及び相談等事業

これらの事業を展開し、支援していきます。

第４章　子ども・子育て支援事業

１．　子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度とは、平成 24 年８月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連３法に基づく制度のことを言います。

（１）　保育の必要性の認定

新制度では、保護者の申請を受けた市町村が、国の基準に基づき、保育の必要性を確認した上で認定し給付する仕組みとなっています。

◆認定区分と提供施設

認定区分	年齢	保育の必要性		利用可能施設			
				幼稚園	保育所	認定こども園	地域型保育
１号	３歳以上	無		●		●	
２号		有	教育ニーズ有	●		●	
			教育ニーズ無		●	●	
３号	３歳未満	有			●	●	●

（２）　施設型給付・地域型保育給付の創設

新制度では、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」、市町村が認可する小規模保育等への給付である「地域型保育給付」の創設により、地域の子育て支援の充実が図られることとなります。

施設型給付の類型

(1)保育所・幼稚園

保育所は、児童福祉法に定める、保育を必要とする 0～5 歳児に対して保育を行う施設(児童福祉法第 39 条)です。

幼稚園は、学校教育法に定める、3～5 歳児に対して学校教育を行う施設(学校教育法第 22 条)です。「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的」としています

(2)認定こども園

幼稚園・保育所などのうち、①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設について、都道府県から認定こども園としての認定を受けることのできる仕組みを設けるもの(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項)です。

地域型保育事業の類型

(1) 小規模保育事業

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下できめ細やかな保育を行う事業です。

(2) 家庭的保育事業

家庭的な雰囲気の下、主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 5 人以下で、家庭的保育者がその居宅等の場所で保育を行う事業です。

(3) 居宅訪問型保育事業

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業です。

(4) 事業所内保育事業

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業です。

2. 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業提供区域

子ども・子育て支援法及びそれに基づく国の「基本方針」では「市町村子ども・子育て支援事業計画」の中で、地域の条件を総合的に勘案し実情に応じて「区域」を設定することとしています。

本村では、「教育・保育提供区域」を行政区単位(１区域)とします。

３．　量の見込み

（１）　　子ども人口の推計

本村の子ども人口の推計について、０～５歳では令和２年の 436 人から計画目標である令和６年の 398 人と若干の減少となります。一方、６～11 歳では、同様の期間で 471 人から 418 人と、０～５歳の減少を上回る傾向にあり、いずれも厳しい環境にあります。

以上のように本村においての子どもの人口は、減少傾向にあります。

子ども人口の推計（０～５歳）

（単位：人）

年/歳	0	1	2	3	4	5	計
令和２年	72	69	69	74	77	75	436
令和３年	71	71	68	64	73	77	424
令和４年	70	71	70	63	64	73	411
令和５年	70	70	70	65	62	63	400
令和６年	68	69	69	65	65	62	398

子ども人口の推計（６～１１歳）

（単位：人）

年/歳	6	7	8	9	10	11	計
令和２年	64	81	82	83	76	85	471
令和３年	69	67	78	78	87	74	453
令和４年	72	74	65	77	83	86	457
令和５年	68	76	71	63	80	81	439
令和６年	60	72	73	67	66	80	418

（2）　家庭類型（現状・潜在）別児童数の推移

家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出によるニーズ調査の結果から家庭類型の現状割合ともに、今後１年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合の算出結果が下表です。

０歳～就学前

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプＡ　ひとり親	20 人	7.3%	20 人	7.3%
タイプＢ　フルタイム×フルタイム	124 人	45.4%	131 人	48.0%
タイプＣ　フルタイム×パートタイム (月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)	67 人	24.5%	59 人	21.6%
タイプＣ’　フルタイム×パートタイム (下限時間未満+下限時間～120 時間の一部)	5 人	1.8%	5 人	1.8%
タイプＤ　専業主婦(夫)	57 人	20.9%	58 人	21.2%
タイプＥ　パート×パート (双方月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部)	0 人	0.0%	0 人	0.0%
タイプＥ’　パート×パート (いずれかが下限時間未満+下限時間～120 時間の一部)	0 人	0.0%	0 人	0.0%
タイプＦ　無業×無業	0 人	0.0%	0 人	0.0%
全体	273 人		273 人	

タイプＣの減少に対して、タイプＢ及びタイプＤの増加という特徴が示されています。就業機会に対する要望が求められています。

また、令和２～６年の「子ども人口の推計（０～５歳)」に家庭類型（潜在）別の割合を乗じて、それぞれの児童数を算出しました。

家庭類型	潜在割合（%）	令和 2 年度（人）	令和 3 年度（人）	令和 4 年度（人）	令和 5 年度（人）	令和 6 年度（人）
タイプA	7.3	32	31	30	29	29
タイプB	48.0	209	204	197	192	191
タイプC	21.6	94	92	89	86	86
タイプC’	1.8	8	8	7	7	7
タイプD	21.2	92	90	87	85	84
タイプE	0.0	0	0	0	0	0
タイプE’	0.0	0	0	0	0	0
タイプF	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数	100.0	436	424	411	400	398

４．　ニーズ量の見込みと確保方策の内容

（１）　教育・保育事業の量の見込みと確保方策の内容

ア　教育・保育事業

教育保育施設・地域型保育事業

本村の各保育所・こども園における平成３０年度の入所・入園数を踏まえて令和２年度から令和６年度までの量の見込みを算出しました。

平成３０年度の各保育所・園の入所・入園者数（平成３１年３月１日付け）

（単位：人）

		おぶち こども園	千歳平 こども園	平沼 保育所	泊保育所	合計	
1 号	3～5 歳	24	4			28	365
2 号	3～5 歳	76	26	33	39	174	
3 号	0 歳	20	13			33	
	1.2 歳	51	23	21	35	130	
合計		171	66	54	74		

令和元年度～令和２年度の各保育所・園の定員数

（単位：人）

		おぶち こども園	千歳平 こども園	南 こども園	泊保育所	合計	
1 号	3～5 歳	60	6	6	0	72	425
2 号	3～5 歳	75	27	27	45	174	
3 号	0 歳	20	7	7	0	34	
	1.2 歳	60	20	20	45	145	
合計		215	60	60	90		

令和３年度～令和６年度の各園の定員数

（単位：人）

		おぶち こども園	千歳平 こども園	南 こども園	泊 こども園	合計	
1 号	3～5 歳	60	6	6	6	78	405
2 号	3～5 歳	75	27	27	39	168	
3 号	0 歳	20	7	7	5	39	
	1.2 歳	60	20	20	20	120	
合計		215	60	60	70		

※令和３年度から泊保育所は泊こども園に移行します。

（単位：人）

			実施時期				
			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
a　量の見込み			377	367	356	347	346
	１号（３～５歳）	教育ニーズ	70	68	66	64	64
	２号（３～５歳）	保育ニーズ	203	197	191	186	185
	３号 ０歳	保育ニーズ	22	22	22	22	22
	３号 １・２歳	保育ニーズ	82	80	77	75	75
b　確保方策（保育所・認定こども園）			425	405	405	405	405
	１号（３～５歳）	教育ニーズ	72	78	78	78	78
	２号（３～５歳）	保育ニーズ	174	168	168	168	168
	３号 ０歳	保育ニーズ	34	39	39	39	39
	３号 １・２歳	保育ニーズ	145	120	120	120	120
b-a（確保方策―量の見込み）			48	38	49	58	59
確保方策の内容			本村では３つの認定こども園、１つの保育所が整備されており、定員は 425 人です。令和３度には泊保育所が認定こども園に移行し定員は 405 人となります。 ２号認定における量の見込みに対して、確保方策が少なくなっていますが、周辺市町村と連携することにより、希望する施設に広域利用することができています。そのためニーズ量に対する提供数は確保されています。				

イ　地域子ども・子育て支援事業

①　利用者支援事業

利用者の個別ニーズを把握し、相談や情報収集・提供、利用支援を行い、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の関係機関との連携・調整を行う事業です。

	実施時期					
	平成 30 年度 実績	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
a　量の見込み （箇所数）	1	1	1	1	1	1
b　確保方策		1	1	1	1	1
b-a		0	0	0	0	0
確保方策の内容	現在、利用者支援事業の拠点は、子ども支援課が担っています。保育所及びこども園の入所・入園に関する相談や各種手続きの問い合わせに対応し、それぞれに応じた関係機関と連携・調整を図っています。その他に子育てに関する相談については、各関係機関と情報の共有を図り対応しています。 引き続き利用者の個別ニーズに対応した連携・調整を行っていきます。					

②　時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により利用時間以外の時間において保育を行う事業です。

確保方策の内容	本村では、時間外保育事業は実施していませんが、7 時 15 分から 18 時 30 分までの保育時間でニーズに対応しています。 この結果、保護者の就労形態による要望に応えることができたと考えます。

③　放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ（本村名称：放課後教室））

両親が共働きなどのため、保護者が昼間家庭にいない児童に対して、放課後教室施設や学校の余裕教室等で、放課後に適切な遊び、生活の場を提供して健全育成を図る事業です。

		実施時期					
		平成 30 年度実績	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
a 量の見込み（実人員）	低学年	159	152	138	134	130	131
	高学年	41	66	65	64	66	60
	合計	200	218	203	198	196	191
b 確保方策	低学年						
	高学年						
	確保見込み		767	767	767	767	767
b−a			423	421	427	438	441
確保方策の内容		本村では放課後児童健全育成事業として、村内 4 ヶ所の小学校における児童 1 年生から 6 年生までを受け入れています。 支援員は、放課後児童支援認定資格研修に参加し資格を有しており、資質向上を図るための研修にも年 2 回参加しています。 ニーズ調査の結果から、就労している母親が増えており、利用する児童が増えることが見込まれます。					

④　子育て短期支援拠点

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

確保方策の内容	生活圏の範囲において該当する施設はありませんが、事件が発生した場合には、関係機関と協議して対応に努めます。

⑤　地域子育て支援拠点事業

育児不安などについての相談・指導、子育てサークル等への支援、子育てに関する情報提供、園庭の開放、育児講座等の事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。

	実施時期					
	平成 30 年度実績	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
a　量の見込み（延べ人数）	635	571	513	461	414	372
b　確保方策（施設数）		3	4	4	4	4
b-a		—	—	—	—	—
確保方策の内容	本事業は、平成 30 年度ではおぶちこども園、千歳平こども園で実施していましたが、令和元年度から南こども園が追加され３つの園で実施しています。利用者数は全ての園を合わせて 650 人前後ですが、減少傾向にあります。ニーズ調査によれば、就労している母親の増加によるものとも考えられますが、今後、より魅力ある活動内容の実施を図り、子どもや親子のみならず地域の人々の参加も検討しながら、多彩な人とともに一層の工夫を図り、また、広報の在り方についても見直しを行い、本事業を進めていきます。					

⑥　一時預かり事業

保育所等に入所していない子どもの保護者が病気等により、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった子どもを保育所等で保育する事業です。

	実施時期					
	平成 30 年度実績	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
a　量の見込み（延べ人数）	185	192	186	180	176	175
b　確保方策		5,760	5,760	5,760	5,760	5,760
b-a		5,568	5,574	5,580	5,584	5,585
確保方策の内容	本村における一時預かり事業は、各保育所・こども園において１日当たり定員６名で実施しています。 ニーズ調査によれば約９割の世帯で利用しておらず、「利用する必要がない」とする世帯が７割を示していましたが、その一方で「事業の利用方法がわからない」という声も上がっていました。本事業の広報の在り方を検討し改善に努めます。					

⑦　子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	実施時期					
	平成 30 年度実績	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
a　量の見込み（延べ人数）	0	84	84	84	84	84
b　確保方策		0	0	0	0	0
b-a		△84	△84	△84	△84	△84
確保方策の内容	前回のニーズ調査の結果と比較すると、当該事業を利用し援助を受けたいとする割合は低下していますが、子育てに苦悩している保護者や家族が存在しているため、周辺市町村の実態把握に努め、どのような方向での整備が可能か、検討していきます。 【「a 量の見込み」積算内容】 ア　見込みの登録者数は、ニーズ調査における希望人数 30 人の半数とし、15 人とする。 イ　実利用者数は「ア」の半数とし、7 人とする。 ウ　量の見込みは、7 人に 12 月を乗じて 84 人とする。					

⑧　病児・病後児保育事業

乳幼児が病気または病気の回復期にあり、集団保育が困難な時期に一時的にその児童の保育を行う事業です。

	実施時期					
	平成 30 年度実績	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
c　量の見込み（延べ人数）	122	109	106	102	100	99
d　確保方策		750	750	750	750	750
b-a		641	644	648	650	651
確保方策の内容	本村では、病児・病後児保育事業のうち、後者のみを実施しています。旧レイクタウン幼稚園を活用し「病後児保育室　なかよしルーム」として定員３名で活動しており、利用者は平成 30 年度 122 人、平成 29 年度 37 人（半年間の実績）でした。 ニーズ調査では「知っている」が約５割に留まり、今後の広報の在り方について見直しを行い、今後の事業の向上に努めます。					

⑨　妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施する事業です。母子健康手帳を交付する際などに、妊婦委託健康診査受診票 14 回分（多胎の場合 21 回分）の受診券を交付しています。

	実施時期					
	平成 30 年度実績	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
a　量の見込み（実人数）	110	110	110	110	110	110
b　確保方策		110	110	110	110	110
b-a		0	0	0	0	0
確保方策の内容	すべての妊婦が安心して出産することができるよう、母子健康手帳の交付の際に、妊婦委託健康診査と妊婦委託歯科健康診査の受診票の発行をし、受診勧奨と費用負担をします。また、妊婦健康診査の適切な定期受診のため、妊婦健康診査交通費助成を行い、経済的負担の軽減をします。 ハイリスク妊婦等に関しては、産科医療機関等と連携し、早期に妊娠届出が行われるように勧奨し、保健師等が訪問指導を実施します。また、対象者の状況に応じてハイリスク妊産婦交通費等の助成を行い、不安軽減と経済的負担の軽減をします。					

⑩　乳児家庭全戸訪問事業

生後４カ月までの乳児がいるすべての家庭を保健師または看護師（必要に応じて助産師）が訪問し、子育て支援に関する情報提供や、子育てに関する不安や悩みなどを把握する事業です。

	実施時期					
	平成 30 年度実績	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
a　量の見込み（実人数）	78	78	78	78	78	78
b　確保方策		78	78	78	78	78
b-a		0	0	0	0	0
確保方策の内容	子育ての孤立を防ぐとともに、地域における子どもの健やかな成長を支援するため、保健師や看護師等による産婦・乳児・未熟児等全戸訪問事業を実施します。里帰り出産のために他市町村へ長期滞在する乳児家庭に対しては、滞在先のその市町村へ訪問依頼をして状況等の把握をし、対象乳児が生後４カ月を迎えるまでの間に全家庭への訪問をします。					

⑪　養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	実施時期					
	平成 30 年度実績	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
a　量の見込み（実人数）	0	5	5	5	5	5
b　確保方策		5	5	5	5	5
b−a		0	0	0	0	0
確保方策の内容	妊産婦・乳児・未熟児等全戸訪問や乳幼児健診等から特に訪問による養育支援が必要とされる家庭に対して適切な時期等に継続して支援をしていきます。					

⑫　実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策の内容	各保育所・こども園では、実費徴収をしていません。

⑬　多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

確保方策の内容	必要が生じた場合は、検討していきます。

⑭　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

令和元年 10 月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うよう対応していきます。

⑮　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

《教育・保育の一体的な提供の推進》

幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進は、子ども・子育て関連３法に基づく、子ども・子育て支援新制度において、国が進める施策のひとつで、当村においても、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることが出来る認定こども園に３園が移行しています。幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであることを念頭に、保護者の就労支援の観点だけではなく、子どもの最善の利益を第一に考え、現在の保育所・こども園が提供している教育・保育の質を維持又はさらに向上させることや施設における地域の子育て支援の実施を踏まえ、既存施設の意向を尊重しながら、教育・保育の一体的な運営の支援を進めます。

《保育所・こども園と小学校との連携》

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と保育所・こども園の職員が、共に子どもの発達を長期的な視点でとらえ、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

保育所やこども園での生活が、小学校以降の生活や学習の基礎の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが必要です。

こうしたことから、保育所・こども園と小学校の児童との交流や、職員との意見交換の機会を設けたりするなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

⑯　休日保育事業

休日に保護者が就労のため、家庭での保育ができない乳幼児を保育する事業です。

確保方策の内容	試験的な運用を行い、結果を精査した上で事業の実施を検討していきます。

⑰ その他の事業

本村では、以下の事業についても実施しており、今後も継続して支援をしていきます。

ア）健康診査【担当:保健相談センター】

a. 乳児一般委託健康診査（医療機関で個別に受診する健康診査）

平成３０年度実績（延人員）	１～２カ月児	３～５カ月児	６～８カ月児	９～１２カ月児
	６６件	６２件	３件	３件

b. 乳幼児健康診査（保健相談センターで対象の乳幼児が集団で受診する健康診査）

健診名	内容	平成３０年度実績
４カ月児健診	内科診察、個別相談、離乳食試食（相談）、身体計測、集団指導	９３．８％
１歳６カ月児健診	内科診察、歯科診察、個別相談、栄養相談、身体計測、集団指導、フッ素塗布	９７．５％
２歳児歯科健診	歯科診察、個別相談、栄養相談、身体計測、集団指導、フッ素塗布	９６．６％
３歳児健診	内科診察、歯科診察、聴覚検査、視力検査、尿検査、個別相談、栄養相談、身体計測、集団指導、フッ素塗布	９７．１％

イ）健康相談【担当:保健相談センター】

a. 乳幼児健康相談（個別の健康相談）

平成３０年度実績件数：４件

b. 乳幼児健康相談（集団で受診する健康相談）

健診名	内容	平成３０年度実績
７カ月児健診	個別相談、離乳食相談、身体計測	９４．０％
１歳児健診	個別相談、離乳食試食（相談）、身体計測、集団指導、フッ素塗布、絵本の読み聞かせ（図書館事業）	９８．６％
５歳児発達相談	発達相談、個別相談、栄養相談、身体計測	９５．８％

ウ）精密健康診査【担当:保健相談センター】

・１歳６カ月児精密健康診査　平成３０年度実績件数：０件

・３歳児精密健康診査　平成３０年度実績件数：１７件

エ）親子ふれあい事業【担当:保健相談センター】

事　業　名	内　　容	平成３０年度実績 （延人員）
ベビーマッサージ教室	ママ同士が交流し、ママが赤ちゃんにタッチケアなどを行います。	１１７組
アフタービクス教室	ママ同士が交流し、産後の生理機能の回復、体力回復の促進、おっぱいの分泌促進等を目的とした産後の運動などを行います。	１３６人
親子ビクス教室	ママ同士が交流し、親子で一緒に歌ったり、手遊びをしたり、音楽に合わせて体を動かすリズム体操などを行います	６８組
リトミック教室	ママ同士が交流し、楽しく音楽と触れ合いながらの親子遊びなどを行います。	１９０組

オ）児童虐待に関する相談【担当:子ども支援課】

内　　容	平成３０年度実績 （児童相談所へ通告のあった件数）
養護、虐待に関する相談を受け付けています。	４件

第５章　計画の推進体制

１．　子ども・子育て会議による進捗評価

本計画の策定に当っては、法において市町村に設置することが義務化されている「六ヶ所村子ども・子育て会議」を設置しました。

この計画の実現に向けて、その進捗状況を「六ヶ所村子ども・子育て会議」において毎年度点検し、評価を実施していく役割・機能を持つ必要があります。

具体的には、「六ヶ所村子ども・子育て会議」は計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検及び評価を行うこととし、仮に計画内容と状況の中に乖離がある場合などにその都度修正を行うこととします。

また、計画内容に大きな変更・修正が必要になった場合には計画の中間年を目安としてその内容の見直しを行います。

２．　庁内における進捗評価の体制

本計画は、少子高齢化の進行に伴う人口減少社会の到来を受け国や地方自治体のほか、地域を上げて新たな支え合いの仕組みを構築することが時代の要請となっていることは前述した通りです。このような“要請”を実効性(実現性と効果性)あるものとしていくためには「子ども支援課」を中心に関係各課など幅広い横断的連携体制を確立し、本計画を進行管理してくことが必要かつ重要となります。

３．　子ども・子育て情報・計画の周知活動

子ども・子育ては基本的に両親が主体に責任をもった行動を果たすことが一義的と言えます。しかし、現下の地域経済状況の中では両親の共働き、子育てに係る老親の負担増など、当事者のみでの子ども・子育ての事業推進は大変厳しい状況になってきています。この傾向は今後増々強くなる傾向にあります。さらに、これまでのように国の税収も少なくなり、行政も全ての面で手が届かなくなっていることも事実です。

従って、もう一度地域の協力体制を強めていき、多くの住民の理解・支援が重要であり、カギは住民自身の行動にあるといえます。

このため、本村が活用している様々な媒体「広報ろっかしょ」、「六ヶ所村ホームページ」等を活用して広く情報等を住民に知らせていきます。

また、子ども・子育て諸制度をわかりやすく知らせていくことが、各課サービスの活用にもつながり、結果として充実した子育てに結びつくと考えられます。 利用者、子育て支援者の視点に立った情報提供・取り組みに努めていきます。

４．　関係機関等との密接な連携・協働

質の高い教育・保育など子ども・子育て支援事業を実施していくためには前述したような多様な主体が積極的に関与することは今後の支援事業の実効性を大きく左右します。そこでの基調・通底するものは教育・保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら、本村の実情に応じた取り組みを進めて行く必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに地域の子育て支援機能の維持及び確保を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士が相互に密接な連携を図ることが必要となります。

本村はこれら関係諸機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

５．　進捗評価の体制・仕組み

前述したような事項が実効性あるものとするためには、支援事業にもられた諸計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するためにも定期的に進捗を評価し、計画を見直していくことが不可欠です。

そこで、前述した「子ども支援課」を中心に子ども・子育てに関わる事業の実施をとりまとめ、事業の実施状況、実施に伴う諸課題の整理を行うとともに、課題整理を踏まえ、「六ヶ所村子ども・子育て会議」における計画の評価、見直しを検討してくこととします。

参　考　資　料

１．　六ヶ所村子ども・子育て会議条例

平成25年６月19日条例第21号

六ヶ所村子ども・子育て会議条例

（趣旨）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条の規定に基づき、六ヶ所村子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第２条　子育て会議は、法第77条第１項各号に掲げる事務を処理するとともに、六ヶ所村が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について村長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

２　子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ村長又は教育委員会に建議することができる。

（組織）

第３条　子育て会議は、委員15人以内で組織する。

（委員）

第４条　委員は、法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援に関し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

（１）　子どもの保護者

（２）　子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者

（３）　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（４）　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

（５）　その他村長が必要と認める者

（任期等）

第５条　委員の任期は、３年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長）

第６条　子育て会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

２　会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第７条　子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

３　子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（協力の要請）

第８条　会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営その他必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成25年７月１日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第103号）を次のように改正する。

別表第１学校給食センター運営委員会の項の次に次のように加え、クリスタルバレイ構想推進検討委員会の項を削る。

子ども・子育て会議	会長	日額	5,600円
	委員	日額	5,500円

２．　六ヶ所村子ども・子育て会議委員名簿

No	所属	委員氏名	条例の区分
1	泊保育所父母の会会長	目代　幸子	第４条（１）
2	おぶちこども園父母の会会長	寺嶋　繭子	
3	南こども園保護者の会会長	布施　勝江	
4	千歳平こども園父母の会会長	角田　美幸喜	
5	連合ＰＴＡ会長	中嶋　和行	第４条（２）
6	六ヶ所村民生委員児童委員協議会会長	上長根　浅吉	
7	行政連絡員協議会会長	髙田　孝徳	
8	保育所長会会長	村松　由美子	第４条（３）
9	六ヶ所村小学校・中学校長会会長	澁田　健太	
10	元保育所長	舘　京子	第４条（４）
11	学務課指導ＧＭ	石山　宏一	
12	教育委員	工藤　健司	第４条（５）
13	福祉課長	尾ヶ瀬　一成	
14	保健相談センター所長	米川　美奈子	

３．　六ヶ所村子ども・子育て会議スケジュール

回	開催日	議題
第１回	令和元年９月 17 日	・　村長からの諮問について ・　ニーズ調査結果報告について ・　第１期計画の進捗評価について ・　スケジュール案について
第２回	令和２年２月４日	事業計画案提示
	令和２年２月 26 日	村長へ答申
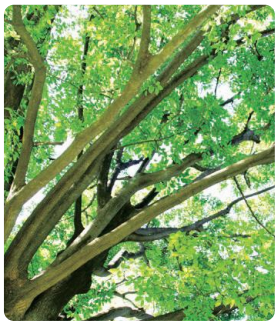
ROKKASHO
WOOD START
UV VILLAGE